

地域で支える成年後見制度

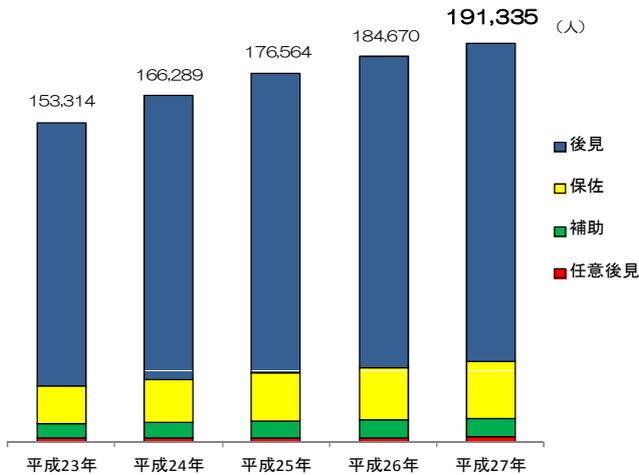
～ 市民後見を中心に ～



1 成年後見制度の利用状況



成年後見制度の利用者数



※ 各年の12月末日時点の利用者数

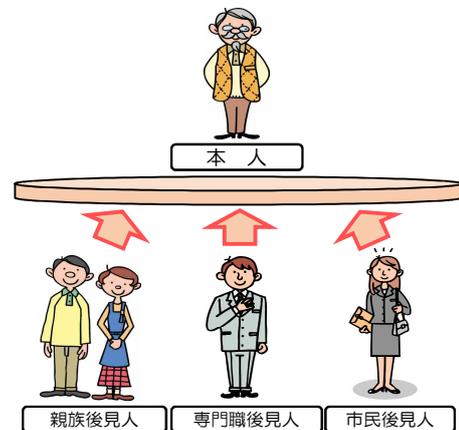
成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない本人について、その権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、本人を法的に支援する制度です。

高齢者人口の増加に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加しています。

2 市民後見人とは？

市民後見人とは、市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した方です。

市民後見人には、例えば、後見人となる親族がないような場合でも、身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見等事務を進められる強みがあります。



家族・専門職(※)・地域が一体となって本人を支えます

※ 専門職とは、弁護士や司法書士等を指します。

3 市民後見人の活動スタイル

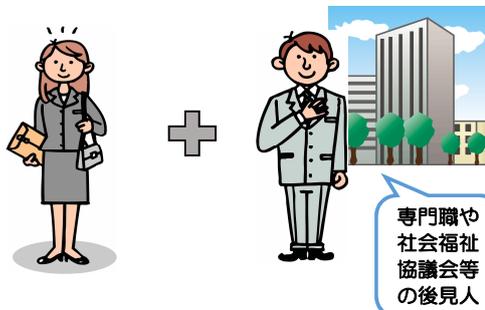
市民後見人が活動する際の主な形として、①単独選任型、②複数選任型、③監督人選任型などがあります。

① 単独選任型



市民後見人が単独で選任されるスタイル

② 複数選任型



市民後見人と専門職等の後見人が複数で選任されるスタイル

③ 監督人選任型



市民後見人が後見人に、専門職等が監督人に選任されるスタイル

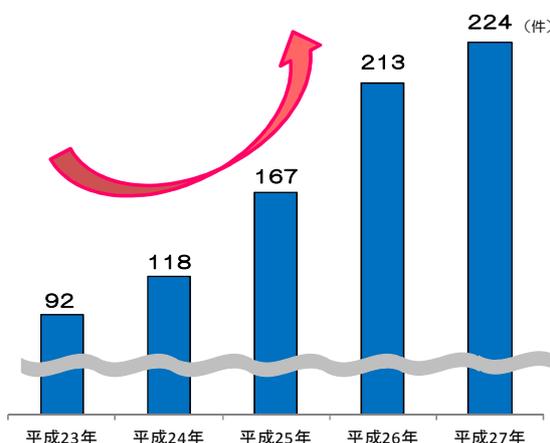
※ この他に、社会福祉協議会等の法人が成年後見人等に選任され、市民後見人の養成研修を受講した方が、その法人のスタッフの一員として活動しているケースもあります。

4 市民後見人の選任状況

家庭裁判所が市民後見人を選任した件数は、年々増加しています。

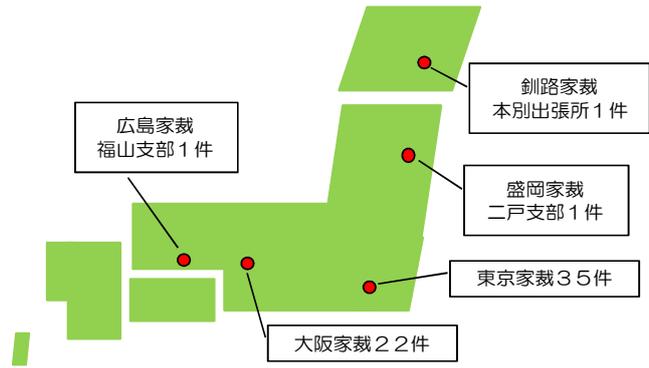
成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、成年後見人等の担い手を確保するという意味においても、市民後見人に期待される役割はますます大きくなるといえます。

市民後見人が選任された事件数



5 市民後見人の広がり

東京や大阪などの家庭裁判所だけでなく、近年は、社会福祉協議会等によるバックアップ態勢の整備もあり、家庭裁判所の支部や出張所においても市民後見人が選任されるケースが増え、市民後見人は全国各地に広がりを見せています。

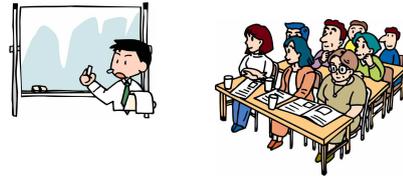


※ 平成27年の市民後見人の選任状況（一部のみ）

6 家庭裁判所の取組

① 地方自治体等が実施する研修会への講師派遣

地方自治体等の要請を受けて、「市民後見人養成講座」等の研修会に家庭裁判所の裁判官や裁判所書記官等を講師として派遣し、成年後見人等の職務や責任について説明しています。



② 地方自治体等との緊密な情報交換

地方自治体等との間で連絡協議会や意見交換会を定期的に行っている家庭裁判所もあります。このような意見交換の場を持つことにより、市民後見人が円滑に選任されるよう相互理解を深めています。

家庭裁判所は、司法機関としての中立公平性に配慮しつつ、市民後見人の育成や支援といった中核的役割を担う地方自治体等との連携に努めています。



成年後見制度について詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」を御覧ください。

後見ポータルサイト

検索

(<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)